

2020年3月12日

水口

経営者による財務諸表以外の情報の開示の充実が図られているこの局面で、バランスのとれた、有用な開示の充実に期待している。こうした背景も勘案し、財務諸表以外の情報を通読して、監査の過程で得た知識との間で重要な相違の有無をはじめとした観点から検討するという「監査人の役割」を周知徹底することは、監査対象の財務諸表の信頼性の確保に向けて意義は大きいと考える。一方で、新たな記載事項が、保証の対象であると財務諸表利用者が誤解をしないように留意することが適切であろう。

経営者の判断を伴う財務諸表以外の情報は、監査上の主要な検討事項（KAM）に関連する部分も少なくないと考える。情報をもたらす便益の観点も踏まえて、当該手続きの適用時期については、KAMの導入時期と同じとすることが妥当であると考えている。

企業を取り巻く環境の大きな変化、会計基準の進展を踏まえると、会計上の見積りに関わる不確実性について、従来に増して留意することが肝要であろう。会計上の見積りには、経営者の判断が入るところであり、見積りの妥当性は経営者の資質にも影響され得ると考える。経営者が採用した方法並びにそれに用いられた仮定及びデータを含む見積り方法の評価、その見積もりと「監査人の行った見積りや実績」と比較する等、十分かつ適切な監査証拠の入手を伴う対応をしなければならない旨を明確化することは妥当であると考えている。たとえば、監査人は、独立性の観点から問題のない知見の高い専門家が収集した被監査会社が帰属する業界の関連情報と経営者の判断との乖離を確認すること等も視野に入れておりと認識しているが、監査人による会計上の見積りに関する深度ある監査に期待したい。

以上